

## 生活再建住宅支援事業（被災住宅補修等工事） Q &amp; A

## 1 全般について

Q 1 災証明書の添付は必要か。

A 1 原則的に写しの添付を要します。

Q 2 収入（所得）要件はないのか。

A 2 ありません。

Q 3 現在応急仮設住宅（民賃含む）に入居している場合でも対象となるか。

A 3 対象となるが、補修又は改修後は応急仮設住宅を退去し当該住宅に戻ることが条件となります。

Q 4 共同住宅や長屋、借家も対象となるか。貸主が行う補修や改修は補助対象か。

A 4 被災者が自ら居住する共同住宅、長屋及び借家の住戸（部屋）は対象となります。ただし、借家については所有者の同意を得る必要があります。なお、貸主が補修又は改修工事を行う場合、被災者である貸主が自ら居住する住戸は対象となりますが、賃貸する住戸は対象となりません。

Q 5 店舗併用住宅は対象となるか。

A 5 原則として住宅部分のみが対象となります。ただし、耐震改修については、住宅部分の床面積が全体床面積の 1/2 以上のものを対象とします。

Q 6 転勤等で実家を離れている者が、空き家となっている実家を補修や改修する場合は対象となるか。

A 6 対象になりますが、補修又は改修後に当該住宅に入居することが条件となります。

Q 7 補修や改修に併せて増築（改築含む）した場合は、増築部分も補助対象となるか。

A 7 補修については、増築部分は対象外です。改修については、耐震改修及びバリアフリー改修は対象外ですが、県産材使用改修は対象となります。

Q 8 遡及適用とのことだが、市町村要綱の施行後でも着工前に補助金交付申請をする必要はないのか。

A 8 適正な事業執行を図るため、市町村要綱施行後に着工するものについては、原則着工前の補助金交付申請を要するものとしています。ただし、制度や事業施行を知らなかったなど、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

## 2 補修について

Q 9 全壊や大規模半壊の住宅で、何らかの事情で応急修理制度を利用していない場合は対象とされないか。

A 9 補修工事については、被災者生活再建支援制度や応急修理制度の対象外となる者を対象としているため、被災者生活再建支援制度の対象となる全壊及び大規模半壊の住宅は対象となりません。半壊の場合は被災者生活再建支援制度の対象とならないため、応急修理制度を利用していなければ対象となります。

Q 10 被災住宅の補修工事補助について、東日本大震災で被害を受けていない部分も修理する場合、補修工事の対象に含まれるか。

A 10 東日本大震災の被害以外は対象となりません。震災の被害か否かについては、根拠資料等により判断することになります。根拠となる資料等が全くないものについては対象とすることはできません。

## 3 改修について

Q11 改修工事（耐震、バリアフリー、県産材）の対象も一部損壊と半壊に限られるのか。

A11 改修工事は一部損壊や半壊に限らず、全壊及び大規模半壊住宅でも、対象となります。ただし、当該工事費を明確にする必要があります。

## 1) 耐震改修について

Q12 対象は木造のみか。

A12 木造以外の住宅も対象となります。

Q13 S56以降の住宅は対象とならないか。

A13 対象となります。なお、昭和56年以降の住宅の場合、地震により建築時の基準に適合しなくなったものについて、建築時の基準に適合させる工事が対象となります。（木造住宅の場合は、地震により建築時の壁量計算の基準を満足しないものを、建築時の壁量計算の基準を満足する工事を対象。）

Q14 耐震改修工事は当該建築物の耐震診断費用も対象となるか。

A14 対象となりません。ただし、S56以前の住宅については、既存制度（木造耐震診断支援事業）の利用が可能です。

## 2) バリアフリー改修について

Q15 住宅エコポイントのバリアフリー改修との併用は可能か。

A15 併用はできません。ただし、工事内容が重複しなければ対象となります。

## 3) 県産材使用改修について

Q16 県産材をいく以上使用する場合が対象となるか。

A16 県産材0.5 m<sup>3</sup>以上使用するもの等を対象とします。

Q17 県産材とは、県内で伐採された木材を使用したものか、県内で加工した木材のことか。

A18 県内で伐採された木材です。